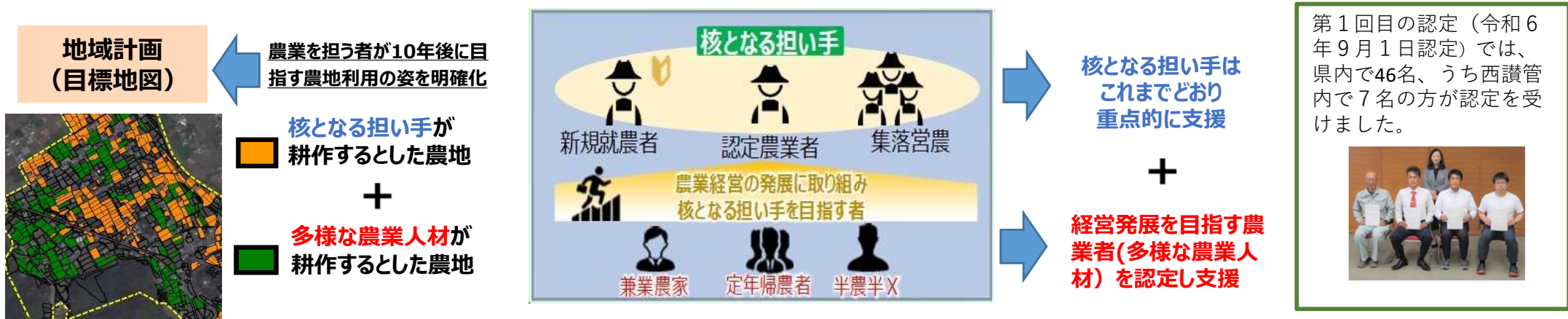


地域農業を担う農業者を応援 !!

多様な農業人材経営計画認定制度

県では、これまで核となる担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農）の育成・支援により農業を振興してきましたが、農業者の高齢化・減少、遊休農地の増加が進み、核となる担い手だけでは地域農業を維持していくことが困難な状況です。

そこで、核となる担い手以外の兼業農家や定年帰農者など（多様な農業人材）も幅広く担い手としてとらえ、**こうした農業者が創意工夫により経営発展を目指す経営計画（多様な農業人材経営計画）を県農業改良普及センターが認定**し、認定を受けた方（認定農業人材）に対して、計画の達成に必要な支援を行います。



～認定農業人材への支援策～

経営計画の達成に必要な支援（補助事業）

地域農業を担う多様な農業人材として認定された認定農業人材の規模拡大や新たな品目・新技術の導入などに必要な営農用機械・施設の整備を支援します。

- 1 対象者 認定農業人材（多様な農業人材として認定された者）
- 2 対象となる事業内容 ○新たに導入する農業用機械・施設（新品が対象）
○空きビニールハウスなど遊休施設の整備にかかる改修・移設
- 3 助成額・補助率 事業費の1/3以内（県1/6以内、市町1/6以内）
上限200万円（県100万円、市町100万円）
- 4 申請先 市町農業担当課
- 5 留意事項 **※ 3月認定の方は当年度の補助事業は申請できません。**

農業改良普及センターによる支援

国家資格を持つ普及指導員が、経営発展に役立つ研修や、個別の栽培・経営相談などに応じ、営農継続・発展を支援します。

申請者の要件（①～④の全てを満たすこと）

- ① 地域計画に「農業を担う者」として位置づけられていること又は位置付けられることが確実と見込まれる者
（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織を除く）
- ② 営農を5年以上継続する意欲があること
- ③ 農産物販売金額50万円以上を目指すこと
- ④ 地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開（規模拡大、新たな品目・新技術導入など）を目指すこと

第2回目の認定は
申請期間：10～1月
認定：3月1日です。

地域計画に関する問い合わせ、補助事業の申請先

各市農林担当課
多様な農業人材経営計画認定の申請先
香川県西讃農業改良普及センター
（三豊市豊中町笠田竹田438-1）0875-62-3075
問い合わせ先

香川県農政水産部農業経営課 担い手支援グループ
（高松市番町四丁目1-10）087-832-3406
各問い合わせ先の受付時間 平日 8時30分～17時

制度の詳細、様式等はHPからご確認、ダウンロードしてください。

香川県多様な農業人材 検索

